

令和 6 年11月定例会 経済委員会（付託）

令和 6 年12月10日（火）

〔委員会の概要 経済産業部関係〕

井村委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時47分）

これより経済産業部関係の審査を行います。

経済産業部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 旧徳島テクノスクール敷地内における土壤汚染状況調査の結果について（資料1）

黄田経済産業部長

この際、1点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。旧徳島テクノスクール敷地内における土壤汚染状況調査の結果についてでございます。

令和5年度に行った土壤汚染に係る自主調査において、土壤ガスからクロロエチレンが検出されたことを受け、土壤汚染対策法に基づく調査を実施いたしました。

調査の概要といたしまして、令和6年7月31日から11月30日までを調査期間とし、土壤ガス調査及び土壌調査を実施したところ、クロロエチレンを含む第一種特定有害物質は検出されませんでした。

一方で、表土調査を実施したところ、7か所から土壌溶出量基準を超える鉛及びその化合物が検出されました。

この調査結果を受け、敷地内で地下水の水質調査を実施したところ、地下水からは鉛及びその化合物は検出されませんでした。

今回の調査結果については、所管する徳島市に速やかに報告しており、今後は、徳島市の指導に基づき周辺住民の方の安全・安心の確保に向けて、適切に対応してまいります。

報告事項は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井村委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岸本委員

先ほど御説明にありました、旧テクノスクール敷地内の土壤汚染の状況について質問させていただきます。

まず今回、鉛及びその化合物が7か所で検出されたということですが、具体的

にどこで検出されたのでしょうか。また、検出された原因は分かっているのでしょうか。

内海産業人材課長

岸本委員から、今回検出された場所と原因についての御質問を頂きました。

今回の調査におきまして、鉛及びその化合物が検出された場所につきましては、金属技術科実習場で6か所、第2実習場で1か所の計7か所でございます。

検出された原因につきまして断定することはできませんが、土壤汚染対策法に基づき、昨年11月から今年3月まで実施しました過去の地歴調査の報告によりますと、金属技術科実習場においては、過去に溶接を行った材料の傷を確認するため、写真を現像する暗室があったことが確認されておりまして、当時の現像液が鉛を含有している可能性があるとのこと。

また、第2実習場においては、昭和54年から当時の配管科で鉛配管を扱った実習を行っていたことが原因ではないかと推定されているところです。

岸本委員

調査結果を受けまして、周辺の住民の方々は健康への影響を何より心配されていると思いますが、今回検出された鉛及びその化合物による健康被害のおそれはあるのでしょうか。

内海産業人材課長

岸本委員から、今回のことを受けて健康被害のおそれはないのかという御質問でございます。

調査結果を受けまして、土壤汚染対策法を所管します徳島市と連携しながら対応を行うとともに、周辺住民の方へもお知らせしております。

今回の調査結果では、土壤の直接摂取による健康リスクを防止するための基準であります、含有量基準を超える有害物質は検出されておらず、土壤の飛散による健康被害のおそれは低いと思われるものの、徳島市の助言を踏まえまして、検出地点の周辺区域につきましては、立入禁止の措置を行っております。

また、有害物質の地下水への浸透が心配されることから、敷地内1か所で地下水の水質検査を実施した結果、鉛及びその化合物は検出されませんでした。

昨日より徳島市におきまして、周辺の地下水の飲用利用の状況の聞き取りや地下水の水質検査が実施されております。

県におきましても、その結果を注視するとともに、徳島市の指導助言に基づき適切に対応を行ってまいります。

岸本委員

ちなみに、施設のすぐ横に田んぼがございますが、農作物への影響はないのでしょうか。

内海産業人材課長

当該地周辺に田があるが、農作物への影響はないのかという御質問でございます。

今回、県の敷地内における地下水の水質検査を行ったところ、鉛及びその化合物の検出

はありませんでしたが、昨日より徳島市におきまして、敷地周辺の地下水の飲用利用状況の確認や水質検査が実施されておりますので、農業用水に関しましても、徳島市の調査結果を踏まえながら、協力して対応を図ってまいります。

岸本委員

分かりました。

今後、徳島市において実施されている調査結果が出た後、県としてどのような対応を取っていくことになるのでしょうか。

内海産業人材課長

岸本委員から、今回土壤汚染が確認されたことを受けまして、今後、どのような対応を行うこととなるのかという御質問でございます。

徳島市が実施します当該地周辺の地下水の飲用利用状況の聞き取りや、地下水の水質検査の結果を踏まえまして、人への健康被害が生じる可能性の有無により、土壤対策汚染法に基づき要措置区域、又は形質変更時要届出区域の指定を受けることとなります。

健康被害が生じる可能性がある要措置区域として指定を受けた場合には、土壌の入替えや地下水の検査といった汚染除去に必要な措置を徳島市の指示に基づいて実施していくこととなります。

一方、健康被害が起こるおそれがない形質変更時要届出区域として指定を受けた場合には、特に汚染除去の措置は求められませんが、土地の形質変更を行う場合には、事前に徳島市に届出を提出した上で、汚染の拡散防止対策を実施するほか、将来、指定解除する場合には要措置区域に準じて汚染除去の措置を講ずる必要があります。

現在、徳島市が実施している調査結果を踏まえ、その指導に基づき、適切に対応を行ってまいります。

岸本委員

分かりました。

市と連携しながら、まずは健康被害のおそれがないかを確認するとともに、立入禁止の措置や地元への御報告があったということはよく分かりました。

こうしたとき、何より大切なのは、周辺住民の皆様に安心して暮らしていただけるよう迅速かつ適切な情報提供を行うことであると思いますし、そのためには関連法令に基づいた適切な調査であったり、迅速な措置を講じていくことが重要かと思います。

今後は、徳島市の調査結果を踏まえまして、迅速かつ適切に対応していただくことを要望して、質問を終わります。

扶川委員

今の話で追加でお聞きしますが、鉛なんかは表土にあっても、地下水に入っていくのは時間が掛かると聞いていますから、地下水の影響が出てくるとしても大分後のことではないかと思います。

そんな場合に今、二つの対応があるといいますけど、土壌の入替えみたいなものをしな

いと、県の財産として処分ができないのではないですか。そうすると、一定の除去は必要になると思うんです。そのあたりどうですか。

内海産業人材課長

扶川委員より、県の財産としての土壌入替えが必要でないかという御質問でございます。

昨日から徳島市のほうで飲用利用の状況調査と水質検査、周辺地域の水質検査が行われておりますので、徳島市の指示に基づきまして、要措置区域と指定された場合には、徳島市の指示に基づいて、計画的に汚染除去に必要な措置を実施していきたいと考えております。

扶川委員

県有地としてずっと保持して、第三者に売る予定はないんですね。

内海産業人材課長

扶川委員より、県有地として売却の予定はないのかという御質問でございます。

徳島市が実施しております調査結果を踏まえまして、今後適切に対応を検討してまいります。

扶川委員

売れませんというのはおかしいから、当然売るとなったら除去しないと仕方ないと思うんです。意見として申し上げておきますが、こういう作業を過去にやっていた施設は、県有施設の中にほかにもあるんじゃないですか。この際、そういったところも一通り点検しておく必要はありませんか。

内海産業人材課長

扶川委員より、ほかの県有財産でもあるのではないかという御質問でございます。

当課におきましては、鳴門テクノスクールがございますが、今も売却計画のめどが未定でございますので、その際には、実施してまいりたいと考えておるところです。

扶川委員

ここはたまたまそういう地下水への影響がないという結果で終わるのかも分かりません。それはそれで有り難いですが、鳴門がそうだとは限らないではないですか。

きちんと類似の施設、当課だけでなく県有施設全般、同じようなおそれのあるところは調べておくのが県民の安全・安心のために必要だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えか。それから生活環境部とも相談いただいて、そうすべきだと思うんですけど、どうでしょう。

内海産業人材課長

扶川委員より、県の全体の県有財産の調査についての御質問を頂きました。

この件に関しましては、他部局で所有している県有施設もございますので、関係部局と

連携を密にしていまいりたいと考えております。

扶川委員

是非、協議いただきたいと思います。

それでは、別件ですが、最低賃金引上げを受けた相談状況について、曾根議員が本会議で質問しました。

賃上げ応援の一時金支援事業は生活環境部、それから12月2日からの相談窓口についても生活環境部、賃上げ応援サポート事業は、国の業務改善助成金を受給される業者に県が上乘せするものですが、これも労働雇用政策課なので生活環境部です。

参考までに、今までの申請状況と利用状況を、御存じだったら教えてくださいませんか。

福岡経済産業政策課長

扶川委員から、生活環境部労働雇用政策課で予算化しております徳島県賃上げ支援事業について、その申込状況や相談内容等について御質問がございました。

労働雇用政策課から情報共有いただいたものをお答えさせていただこうかと思います。

12月9日時点での数字でございますが、問合せ件数といたしましては、労働雇用政策課には260件の問合せ、そして12月2日から開設いたしましたワンストップ窓口には9件の問合せがございました。

相談内容につきましては、申請に必要な書類の確認や賃金の計算方法などについてのお問合せがあったと聞いております。

扶川委員

賃上げ応援サポート事業については、聞いていませんか。

福岡経済産業政策課長

ワンストップ窓口への相談件数9件のうち、賃上げ関係が7件、その他が2件と聞いておりますので、その2件のほうに生産性に関わるような質問があったのではないかと考えております。

扶川委員

経済産業部では、賃上げ応援！生産性向上投資促進事業費補助金を所管しておりますが、10月8日からの申請状況を教えてください。

福岡経済産業政策課長

扶川委員から、賃上げ応援！生産性向上投資促進事業の申込状況の御質問を頂いてございます。

10月8日の募集開始以降、多くの事業者の皆様からお問合せを頂いている状況でございます。設備投資に向けた意欲の高さを感じているところでございます。

応募の締切りが来年1月17日ということもございまして、事業者の皆様におかれては、生産性向上につながる設備計画などについて今現在、しっかりと御検討いただいております。

考えてございます。

扶川委員

件数を教えていただけるんだったら教えていただきたいんですけども、もう一つ併せて聞きますが、モデル事業として採択したものについては、モデル事業として公開することが基本となっているようにチラシに書いてありますが、そのモデルになっているものが今どういうものであって、モデルが出来たらどう横展開し普及していくか、併せてお聞きします。

福岡経済産業政策課長

どういったモデルがあって、それをどう横展開するかという御質問を頂いてございます。

例えば高速マシニングホールドという、金属を掘削するのに高性能な機器を導入することによって、より精度の高いものが作れるようになりまして、その製品の付加価値が上がるという設備投資がございます。

そうしたものにつきましては、県のホームページはもちろん、とくしま産業振興機構などの関係団体とも情報共有いたしまして、ホームページへの公表はもちろんのこと、各事業者を回るときに、そういった事例も紹介してまいりたいと考えてございます。

扶川委員

まだ始まったばかりなので、また引き続きお尋ねしたいと思います。

徳島バッテリーバレイ構想については1,100万円の補正予算ですが、どこに委託するんですか。

鳥海企業支援課長

ただいま扶川委員より、今回、徳島バッテリーバレイ構想の調査事業の予算をお願いしております産業用地適地選定調査事業の委託先についての御質問を頂きました。

今年度中にプロポーザルで発注しようと思っており、主に建設コンサルタントなどが対象になってこようかと考えております。

扶川委員

選定箇所は、何箇所ぐらい想定されているのですか。それから、どのくらいの面積規模が要件としてあるのか、ないのか、教えてください。

鳥海企業支援課長

ただいま、箇所数と面積について御質問を頂きました。

箇所につきましては、具体的に何箇所とはまだ決めておりません。というのも、調査の上で出てきた用地の中から複数箇所を選定しようと考えているところでございます。

また、面積につきましても同じく、例えば全国の立地状況、動向ですとか、企業ニーズなども踏まえまして決定していきたいと考えているところでございます。

扶川委員

板野町も手を挙げていると聞いているんですが、市町村に対する説明は誰がどのように行っているのか、市町村に対してどの程度、説明が行き届いているのか教えてください。

鳥海企業支援課長

ただいま扶川委員より、市町村への連絡についての御質問を頂いたところです。

市町村に対しましては、普段から用地適地の情報を頂いているところでございます。

この事業につきましては、発注後に各市町村等にも照会がいくと思いますが、県からも連絡させていただきまして、幅広く情報を頂きたいと考えているところです。

扶川委員

県からも情報提供して進めつつあるんでしょうけど、この用地造成が必要になる場合に、一体誰がどのようにして造成するのは決まっていらないような話ですが、造成の主体をどのように考えているのか教えてください。

鳥海企業支援課長

ただいま扶川委員から、実施主体についての御質問を頂きました。

これも、主には自治体や土地開発公社のようなところが実施主体になるのが一般的ではございますが、近年、民間を活用しました土地造成及び売却も進んできております。

そういう状況も踏まえまして、調査の中で適切な実施主体についても検討していきたいと考えているところです。

扶川委員

委員の名簿を見ますと、プライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社、それから日亜化学工業株式会社もパナソニックエナジー株式会社も入っていますが、既にこういう蓄電池産業に関わっている大きな会社からは、どのような要望、あるいは意見が上がっているんですか。

鳥海企業支援課長

ただいま、徳島バッテリーバレイ構想推進会議のメンバーに入っている蓄電池関連企業から、どういう声が上がっているかという御質問を頂いたところです。

推進会議の中では、まとまった産業用地が必要ではないかという意見や、近年、世界的にも再エネを使った工場などの運営がいられているという意見を頂いたところでございます。

扶川委員

最後1点、どんどん積極的に進めていただきたいんですが、まだまだ、今申し上げたようなことも含めて市町村に伝わっていません。市町村がそれを認識していないと、積極的に手を挙げようとは思わないと思うんです。

だから、今度委託する業者に対して、もうちょっとしっかりと具体的な情報を持って折衝

して具体化していくようにお願いしたいと思いますが、蓄電池の基地のようなものもあり得るのかということだけ聞いて終わります。

鳥海企業支援課長

蓄電所のことだと思いますが、そういうのも含まれるかという御質問でございます。

蓄電池関連産業には、かなり幅広い事業者が含まれておりまして、蓄電池の製造メーカーから、裾野にわたる機械設備の製造など、また委員もおっしゃったような蓄電所も、用地の使い方としてはあると考えているところでございます。

この事業の中でどのように扱っていくかは、調査事業の中で、また全国の動向も見つつ、検討してまいりたいと考えております。

達田委員

先ほど御説明いただきました、旧テクノスクール敷地内の土壤汚染の件なんですが、旧徳島テクノスクールの敷地売却に向けて土壤調査を実施したということなんですが、この学校をやっているときに調査したことはなかったんでしょうか。

内海産業人材課長

達田委員から、旧徳島テクノスクールの開校時に調査をしたかどうかという御質問でございます。

当該施設は昭和39年に開校したものでございまして、調査したかどうかは、手元に持っておりませんので分かりかねます。

達田委員

ということは、もしかしたら売却しようということで調査をしたっていうのが、全く初めてだったかも分からないのではないんですか。

内海産業人材課長

達田委員から、今回の調査が初めてでないかということでございます。

土壤対策汚染法の法律が制定されたのが平成14年となっておりますので、過去の経緯は分からないというところです。

達田委員

何年間に一度検査をしていれば、例えば基準値以下であっても、何かこういうのが出ているということがあったら、防止対策が取られていたのではないかなと思うんです。

もし、売却しようというときに初めて検査したということであれば、今やっているテクノスクールも何年かに1回、こういう仕事をしているところは調査していくべきでないかと感じましたので、お尋ねしているんです。

内海産業人材課長

達田委員から、定期的にテクノスクールの土壤調査をしたほうがいいのではないかと

う御質問でございます。

土壤汚染対策法におきましては、使用が一定規模以上の土地の形質変更届出をする施設において、土壤汚染のおそれがあると県知事が認める場合、それと使用が廃止された有害物質使用特定施設等など条件がございまして、今回の件に関しましては、売却に向けて、今後の係争を避けるために自主的に調査を実施したものです。定期的な調査をしないのかというところですが、現在訓練を行っておりますテクノスクールにおきましては、形質変更なども予定がありませんので、今のところ予定はないです。

達田委員

後でこういうのが出てくることがないようにするためにも、県としては万全の対策を取っておく必要があるのではないかと思いますので、また御検討いただけたらと思います。

それで先ほど、賃金引上げに伴う事業に関して、問合せ件数なんかはお答えがあったんですが、始まったばかりなので、なかなかそんなにすぐにはいかないと思うんです。

小さなある事業者さんにお聞きしますと、県が何かやってくれるということで、申請できると思っていたら、うちは人がなかなか来てくれないので何年か前に1,000円近くに引き上げていたんだということで、経営はすごい厳しいのだけど、とにかく私の身銭を切っても払わなければ来てくれないから、そういうふうにしていたから、せっかくだけでも申請できないというお店があったんです。

恐らくそういうところって割とあるんじゃないかと思うんです。930円未満ということは929円までですから、930円では申請できないことになりますし、そういうことで、ほんの1円、2円の違いで申請できないっていうところが出てくるんじゃないかと思うんです。

そういうふうに見てみますと、この前に見たあれでは、正規雇用者が7,000人、非正規雇用者が2万3,000人、計3万人分を計上しているということでお話をずっとされてきたんですが、結局この賃金が890円以上930円未満ということで見てみますと、正規が3,658人、非正規が7,719人で、合計1万1,377人と出てきたんです。それぞれに5万円と3万円を掛けますと、合計4億1,447万円になるんです。

ですから、予算計上しているよりは少なくなってしまうということなんですが、これで見ますと、もう少し事業を拡大できるんじゃないか、幅広くできるんじゃないかと思うんです。

それともう一つは、2月末が締切りなんですけど、普通2月は申告とかでいろいろお忙しい時期なんです。

ですから、もう少し延ばせないのかなというようなお話もあるんですが、先ほど扶川委員がお尋ねになりました、この事業の締切りは1月17日ということなんです。

せめて一、二か月は延ばすべきではないかと、人手の足りないところで申告もしていて、これも申請できたとしても、ものすごく忙しくなるだろうということですので、恐らく総務委員会で議論するところではないかと思うんですが、賃金引上げというのは経済委員会に関係しますので、この制度も使いやすい、そして幅広く使えるような制度にしていきたいと思いますという思いで、終わりたいと思います。

仁木委員

まず、テクノスクールの関係ですが、ごめんなさい、私が無知なものでなかなか理解がしにくいんですけども、以前クロロエチレンが出たから今回調査したら鉛が出てきましたという話なんですけど、前回クロロエチレンが出てきたところ以外を調査して、クロロエチレンが出てこなかったという話なのか、前回の調査もしたけど、結局は正確に調査したらクロロエチレンは出てこなかったんですという話なのか、少し整理してもらえれば有り難いということです。

72か所調査したところ7か所から出てきたということなんですけど、それは特定できている箇所、何かしらそういう要因が見込まれる、いわゆるヒヤリハットのことが元から見込めて、あるであろうと思われるような箇所から固まって出てきたのかを教えてくださいませんか。

内海産業人材課長

仁木委員より、昨年度との調査の違いについての御質問を頂きました。

昨年度の結果を踏まえまして今回、土壤汚染法に基づきまして、まず過去の地歴調査を実施いたしました。

その上で、土壤汚染のおそれがあるとされた場所につきまして、過去に第一有害物質や第二有害物質が使われたおそれがあるようなところを過去の地歴調査から確認しまして、その敷地を100㎡で区切りまして、土壤ガスでありましたら21か所、表土調査でありましたら71か所というところで地点を囲いまして、そこを調査いたしました。

昨年クロロエチレンが出た場所につきましては、その地点で10mのボーリング調査を行い、土壤調査を行いました。昨年度は、ガス調査を行ったのですが、今回は10mのボーリングを行い、土壤調査を行いました。

仁木委員

今の話でいえば、100mの区画を何区画か作って、メッシュを掛けてから調査したという話で、昨年は表土調査でクロロエチレンが出てきたけど、ボーリング調査したらクロロエチレンは出てこなかったという話でよろしいですか。少し分かりにくいんですが。

内海産業人材課長

昨年度の検査についてですけども、昨年度の自主調査におきましても、地歴調査をする前でしたので、土壤のガス調査と表土調査を何箇所か、所管庁の徳島市とも相談しまして、自主的な場所というところで、限られた場所でしか行わなかったもので、それを今回、法律に基づきまして実施したところです。

仁木委員

少し分からないのは、御用意していただいている答弁では多分、私が聞いていることは御答弁できないかもしれないので、今、報告を受けていることを答弁していただければいいんです。クロロエチレンは今回の調査においては全く出てこなかった、前回のところと今回やっているところは違うんだ、前回のところは出てきたから、クロロエチレンはテクノスクールの一部には検出されているんですという話なのか、全部きちんと調査し直した

んだけど、クロロエチレンは実はなかったですという話なのか、どちらなんですか。

内海産業人材課長

昨年度の調査におきましては、第一実習場の配管の下の土壌中のガスから1か所、クロロエチレンが検出されました。

今年度を実施した法定調査におきましては、昨年度の調査結果及び地歴調査の結果に基づきまして、クロロエチレンが検出された地点の周辺を含み敷地内の21か所におきまして土壌ガス調査を実施した結果、クロロエチレンを含む第一種特定有害物質は検出されませんでした。

その上で、昨年度クロロエチレンが検出された地点におきまして、10mのボーリングを行った上で、土壌汚染対策法のガイドラインに基づきまして、地表と土壌を採取しまして詳細の調査を行ったところ、全てにおきましてクロロエチレン及びその親物質は検出されておられません。

仁木委員

そうしたら、最後に聞きますけど、クロロエチレンは実はなかったということよろしいんですか。端的にどちらか、言ってくれたらいいです。

内海産業人材課長

今回の検査結果では、クロロエチレンは検出されておられません。

仁木委員

私がこうですかって聞いたことが議事録に残っても、それは見解ではないんですよ。

そちらが答弁で答えてくれなかったら、それは事実にならないわけだから、私は何回も聞いているんだけど、端的に答えてください。別に難しい話をしているわけではないんです。実はなかったでいいのですかという話です。

クロロエチレンがテクノスクールでは検出されていないということは、実はなかったんですということでもいいですか。

去年はあったんですけど、そういう調査をしたら、その一部にガスが溜まっていただけで、それが抜けてないんですっていう話なのか、そこら辺どうなんですか。

内海産業人材課長

土壌ガスのほうから土壌調査をした結果、クロロエチレンは検出されておられません。

昨年度、土壌ガスが1か所、基準値を超えるものが出たんですけど、そこを採取した結果、土壌には含まれていない、液体のガスからも出ていないということですので、検出はされておられません。

仁木委員

売却目的で検査しているんですよ。だから売却ができるのかどうかが私は気になったから、お聞きしているのです。

だから、クロロエチレンにおいては、その売却はできるような状況では実はなかったんですという話で理解していいのかどうかを聞いているわけです。そこら辺はどうなんですかと。別で鉛が出てきたから、その部分については売却に支障が出てきますよねという話の理解でいいのですかって、それをまとめて言ってもらえませんか。

内海産業人材課長

今回、鉛の化合物が検出されましたので、それが出た地点、そのエリアに関しては今後、徳島市が調査をいたしまして、要措置区域か形質変更時届出区域かというところで判定されまして、要措置区域になりましたら、その土壌の入替えとか、地下水の調査とか、徳島市の指導に基づいて対応することとなります。

（「クロロエチレンはいけるんですか」と言う者あり）

クロロエチレンは大丈夫です。

仁木委員

状況が分かりましたので、鉛の部分については、特定される建物があると思うので、売却は、その要措置区域を指定したら、それ以外の部分については売却できるでしょうから、財産の処分に関して、もし部内において何らかの計画があるのであれば、柔軟に対応されたらいいかと思います。

ただし、こういった環境基準に適合しない状況が生まれた際に、後のフォローアップはしっかりとしていただけますように、お願いしておきたいと思います。

先ほど来、バッテリーバレイ構想について質疑がありますが、その選定も含めて、また全国的に誘致できそうな企業のニーズ調査をしていった上で、その面積やら諸条件についても、その調査に基づいた上で選定基準に当てはめるといってお話が過去から続いているわけです。

その上で私がずっと言っているのは、誘致できる用地が所在する市町村、自治体の協力がなかったら絶対できない。その思いが強ければ強いほど成功するんじゃないかと思うんです。

例えば固定資産税については、市町村が大きいわけです。その減免措置であっても市町村が決められるわけなんです。

誘致に関して、結局市町村がどれだけの身銭を切れるか、その負担を見るわけです。県が投資して造っただけでは、円滑な誘致はできないわけです。だから、そういった部分においても、市町村の熱が必ず必要なわけです。

その上で申し上げれば、バッテリーバレイ構想の中で、蓄電池や電池産業となっているわけなんです。それだけで企業の工業団地適地を全部賄い切れるのか。県がバッテリーバレイ構想の事業として、そういう企業を集積した際に、全部が全部賄い切れないはずなんで、絶対所々空き地が出てくると思うんです。工業団地は大体どこ見てもそういう形になってきます。

そういうときに、半導体なども、先進的な次世代の産業において非常に重要になってくると思うんですが、今回の予算計上されている部分については、半導体の製造工場であるとか、そういった部分も含めて検討するような調査の仕方になっているかどうか。

その際に、どういう諸条件が必要なのか。水が豊富であるとか、人材が要るとか、いろいろあると思うんですが、そういった部分も含めて、例えば熊本であれば、極東の有事に際して海外のメーカーが来ていますが、この予算の調査においてどんな想定でいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

鳥海企業支援課長

ただいま仁木委員から、バッテリーバレイ構想に基づく今回の調査について、条件ですか、ほかの産業形態が手を挙げてきた場合についての御質問を頂いたところでございます。

今回のバッテリーバレイ構想につきましては、蓄電池関連産業の県内への集積を図るために、蓄電池関連企業の誘致活動を進めているところでございます。

この度の産業団地造成に向けた調査事業を実施する背景といたしましては、スピード感ある企業活動への迅速かつ立地関係が整った産業用地を提供するためございまして、企業が求める条件も様々ございます。例えば規模や形状、地質、用地の特徴、電力設備、工業用水などの用排水、道路や港などの交通や流通、また人材確保のしやすさなど、企業それぞれに必要なニーズは多岐にわたっています。そういう企業が求める条件を盛り込んだ産業団地を造っていかうと考えているところでございまして、また産業団地を造るに当たっては数年単位でのスケジュール感が必要だと思っております。

ですので、そのときの企業ニーズ、企業がどのような立地、土地に進出したいという希望等もございます。それも見越した上で今回、構想で造ろうとしている産業団地につきましても、他の産業においても必要となる条件を幅広く含んでいると考えているところでございます。

ですので、蓄電池関連産業以外でも、もし企業のニーズ等がございましたら、入居というか、造成したところの立地も検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

他の企業も含めてとおっしゃっていただいているので、半導体の部分も含んでいく部分もあるかと思いますが、最終的に決めるのは、向こう何年間か掛かるかもしれないから、その状況も見越して、大まかな電池産業以外の部分についても固執するのではなくて、可能性と選択肢は常に広げていくような形でいくのですね。分かりました。

いずれにしても、そういったニーズが企業によってそれぞれ違うと思います。例えば、私が一度相談を受けたことがあるのは化粧品メーカーです。化粧品メーカーであれば、地方に工場を出そうとした場合の条件の一つとなるのは、下水が整備されている工業団地と聞きました。

工業団地は、自分でコミュニティプラントみたいな形で、下水処理施設に投資しているわけなんです、そこの投資に莫大^{ばく}な費用が掛かっていく。だからこそ誘致しやすくするためには、何の設備を公共としているのかということ、それぞれの業種に合わせて、その部分をきちんと調査してほしい。でなかったら、せっかくやったのに、宝の持ち腐れの土地になってしまったら困るんです。最終的に太陽光発電しかしませんとか、よくあるパターンではないですか。阿南もあります。

だから、そういった部分で、公共投資として何が必要なのか。せっかく1,100万円掛けてやるのだったら、これぐらいのことをしたら企業は来てくれる、でもそれぐらいしなかったら来てくれないというぐらいの情報収集をしてほしい。

逆に1,100万円でできないのだったら、補正を組んで、もっとお金を掛けてでも、きっちりとした調査をしたほうがいいと思います。

そのことは、過去からの企業誘致や工業団地の整備、造成に関して、いろいろと皆さん、現状困っていることとか、あのときこうしていたら良かったみたいなこともあると思いますので、そこら辺、きちんと調査をしていただきますようお願いしておきたいと思います。

本当はもう少し聞きたいこともあったんですが、最後に賃上げの関係で、私が前回の9月の付託委員会で申し上げておりましたが、試算させていただきました。

その際に2万160円、他県との上げ幅の差、いわゆる24円掛かるといった部分と、半年間のその部分を、20日間で1日当たり幾ら掛けた部分に対して、労働人口を掛けた適正な金額は70億円から75億円。この賃上げについては、政治責任の予算として出さなければいけないのではないのですかと試算した部分について、それは一つの考え方があるというのは認めていただけるのか、その計算は間違っているというのか、見解をお聞かせいただければと思います。

福岡経済産業政策課長

仁木委員が前回おっしゃられていた試算についてでございます。

今回、生活環境部の徳島県賃上げ支援事業の積算というか、対象人口の見込み方について一つ御説明させていただきたいと思います。

当該事業は、国の最低賃金審議会が示した目安額50円を超える、51円以上引き上げる場合を主な要件としてございまして、51円以上引き上げ980円以上とする、すなわち現状で930円未満の労働者数を基礎としてございます。

確かに本県の労働人口総数で申しますと35万人弱ぐらいかと思いますが、その中には国や県、市町村などの公務員も入ってございまして、会社でない法人も含まれてございます。

それらを整理して、中小企業庁が出している令和3年経済センサスの数字を活用して推計したデータでございまして、そちらで県内の中小・小規模企業の労働者数を推計いたしますと、16万5,000人余りという数字でございました。

これに別途、労働局が抽出調査をした令和6年の資料によりますと、930円未満の労働者の割合を出してございます。その割合が率にして17.7%というデータがございまして、先ほどの16万5,000人に17.7%を掛け合わせると2万9,250人ということで、およそ3万人と推計させていただいております。

一人当たりの単価につきましては、正規は5万円、非正規は3万円と積算させていただいているところでございます。

仁木委員

今の計算は説明を受けていますから、私のが合っているのか、間違えているかを、議論の中で相互の落としどころというか、歩み寄りを認識の中で正していきかけた。私も正

されます。

そうしたかったので言いましたが、いずれにしても16万5,000人というのが中小企業庁で出ているっていうことは、それに2万160円を掛けたら33億2,640万円になる。

私はこの部分の予算は70億円と言いましたが、この部分っていうのは政治的責任で、これはどうにかするべきだと。16万5,000人という話なのであれば、私はそうするべきだということを申し述べさせていただいて、次回に引き続き議論させていただきたいと思います。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

経済産業部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経済産業部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で経済産業部関係の審査を終わります。

これをもって本日の経済委員会を閉会いたします（14時42分）

